

令和5年度第2回愛媛県障がい者施策推進協議会 及び第2回愛媛県障がい者自立支援協議会 議事録

〔 日時：令和6年3月18日（月） 10：00～12：00
場所：県庁第一別館 11階 会議室 〕

1 開会（保健福祉部福祉政策統括監あいさつ）

2 会長あいさつ

3 議事

（1）愛媛県障がい者プラン（案）について

【事務局】

資料に基づき説明。

【委員】

資料1-2の15ページのパーキングパーミット制度について、以前に比べて駐車場の数は増えていないにも関わらず、一時的に骨折している方や妊婦など、配付対象者が増えているように感じる。私は車いすを利用しており、駐車場でよくバッテリーングするのだが、走ったり杖で歩いたりしている人もパーキングパーミットを持っている。このため、配付対象を厳密にしてもらおうよう、県から市町へ指導いただけないか。なぜこの人が持っているのかという印象を持っている。実際に身体障がい者用駐車場を使わないといけない人が本当に困っている。

【事務局】

パーキングパーミット制度については、身体障がい者だけではなく、一時的に歩行が困難な方や妊婦も対象としており、駐車場が限られている中で、ご不便をおかけしていることもあるかと思う。対象の厳密化というご意見については、県と市町で共有し、適切に対応していきたいと考えているので、ご理解をお願いしたい。

【委員】

利用者証には期限が設けられていると思うが、期限が切れた後回収ができておらず、そのまま使っていることもあるのではないか。

【事務局】

配付の際に、期限が切れたら回収をする旨を市町の窓口でもお伝えはさせていただいており、引き続き、利用者をお願いして参りたい。

【委員】

内部疾患の方も時々持っている。内部疾患にも色々あるが、大抵の方はショッピングセンターなどでも歩き回っている。一日中歩き回れる方にはパーキングパーミット利用証は必要ないと思う。身体障がい者用駐車場自体は10～20年前からあまり増えていないので、本当に必要な人にだけ渡すように話し合ってもらいたい。

【事務局】

市町とご意見を共有し、適切な運用について努めて参りたい。

【委員】

1月1日に能登半島地震もあった。ろうあ者や話せない障がいのある方について、有事の際の対応というのはどこに書いているのか。

伊予市においては、有事の際に、話せない障がいを持つ方が体育館に避難した際、ベストを着ている方は手話ができる人と位置付け、誰に困っていることを伝えればよいか分かるようにしている。手話だけではなく、種々の障がい者、色々なカテゴリーがあるかとは思いますが、有事の際に避難所に行ったときの計画は、どのページに記載があるのか教えてほしい。

【事務局】

災害時の対応については、資料1-2の32ページからの「防災・防犯対策の推進」内の33ページ⑤の部分に、先ほど御指摘いただいた点を含め記載している。

【委員】

私が今言いたかったのは、有事の際には、恐らく色々な方が体育館などに避難してくるかと思うが、話すことができない方が誰に話しかけていいかを即座に判断するためにどうすればいいか、ということがどこに記載されているのかということ。伊予市ではベストを着ている人のところに行けば、今こんなことに困っているということを即座に伝えることができ、それに即座に行政が対応できるというシステムを今作っている。ヘルプカードのニュアンスがわからないのだが、そういった内容がこの文に含まれているというのであれば、全然問題ない。

【事務局】

先ほどお話をさせていただいた⑤については、理念的なことを書いてある。個々の支援体制については、各市町で作成している個別避難計画などにおいて記載していくともと考えている。この計画には個別具体的な内容までは記載していないので、ご理解いただきたい。

【委員】

県下の20市町ではすでに先ほど私が言ったような取組みはしているのかもしれないが、少しお伝えしておこうと思った。

【委員】

災害時のお話が出たので少し質問させていただきたい。避難行動要支援の名簿を作るということで、何年も前にも名簿の様式が回ってきたが、この様式は県で統一されたものがあるのか、それとも市町それぞれで様式があるのか。

【事務局】

防災部局から何らかの指示が出ているのかも分からないが、所管外のため、お調べして、後日お答えしたい。

【委員】

ろうあの方たちが災害時に消防署などへ連絡する場合、例えば、電話は当然無理だと思うが、他県の市町では直通ボタンを設置していると聞いたことがある。愛媛県または市町では、どのような手段で連絡するようにしているのか教えてほしい。

【事務局】

すべて網羅はできていないのだが、例えば警察署であれば、聴覚障がい者の110番用のメールアドレスやFAXで受け付ける制度はある。

【委員】

警察は県の管轄なので、そういった取組みをされているのだと思うが、市町が

管轄する消防署などでは実施していないのか。

【委員】

以前、消防署に「例えば、話すことのできない方の家や近隣の家が火事になったときはどうするのか。スマートフォンやテレビなどでの連絡では間に合わない。」と質問した記憶があるのだが、どう答えてもらったか失念している。火事もそうだが、有事の際というのは色々な想定がされている。伊予市は今年度4軒の家が焼けて1名亡くなっており、特に火事についてはナーバスなのだが、消防署にどう答えてもらったか分かったら連絡する。

【委員】

高齢者の場合は、市町によっては直通の緊急通報ボタンなどがあると思う。

【事務局】

消防の場合も、警察と同じように市町ごとで異なっており、四国中央市だと、インターネット等で緊急通報システムがあったり、東温市ではFAXなどでの通報手段があったりするようである。すべては把握できていないが、消防も市町ごとでそれぞれ対応しているのではないかと思われる。

【委員】

先ほどは火事に特化して話したが、山間部の集落にいる独居老人については、行政が把握して、何かあった際はワンクリックで対応できるようにしている。今後、独居老人が増えてきて、緊急時には電話などで何かしら行政が動いたり、近くの郵便局が動いたりするシステムを構築しつつある。

【委員】

8050問題の中に、老障介護で、高齢者の方のお子さんで障がいのある方がいらっしやる。施設ではなく、自宅で生活するというところで懸命に支えてくださっているのだが、「私がいなくなったらどうするんだろう」というような不安を抱えている方がいる。そういった老障介護の問題についての記述があるのか、教えてほしい。

【事務局】

特段の記述についてはないのだが、全般的な福祉人材の確保という視点で、資料1-2の23ページの①専門職員の養成・確保の中で、福祉人材の確保について記載させていただいている。

【委員】

県下でも老障介護の問題はあると思う。人材確保も大事だとは思いますが、親御さんは、「私が子どもの面倒を見られなくなったらどうしよう」と不安に思っているので、現在は地域の包括支援センターなどで今後のことを組み立てているが、不安な場合や、万が一の場合に迅速に対応できるように、チラシなりお知らせなり、そういったものを整備しておく必要があると思う。年老いた親が面倒を見ているという記述があったら良いかと考え、意見を述べさせていただいた。

【事務局】

資料1-2の54ページの地域生活支援の充実の部分において、障がい者の重度化や高齢化、親亡き後に備えて、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域拠点を整備し、丁寧な支援を提供していく体制整備について記載している。

また、資料1-2の20ページ⑥にも54ページ同様の文言を記載している。

(2) 障がい者自立支援協議会専門部会の活動状況について

【事務局】

資料に基づき説明。

【委員】

権利擁護部会の報告において、セミナーの内容について書かれていたが、こちらは昨年と同じような内容だと思う。令和5年度の権利擁護部会の活動目標、令和6年度の活動目的と計画等、それから令和5年度の部会を開いての課題等があれば、お聞かせ願いたい。

【事務局】

障害者虐待防止法に基づく障がいのある方の虐待事例が増加傾向であるため、権利擁護部会の中では、例年、虐待防止にテーマを絞った形でセミナーを開催している状況である。障がい者が虐待を受けているのを発見した場合は、通報しなければならないという法律のもと、広く一般の方に法の趣旨を知っていただき、通報や行政が通報に対応できる体制を整えることが急務と考えている。

【委員】

それでは、少しお願いをしたい。

まず、虐待防止に向けては、障害者虐待防止法が平成24年に施行されるまでに、県が中心になって地域の一般の方向けにセミナーを継続して開催していただき、非常に感謝している。虐待防止セミナーに施設従事者向けとあるが、この自立支援協議会の主な目標は相談支援専門員や相談支援体制の構築だと考えているので、できれば、相談支援専門員の業務の中、相談支援専門員が作る計画の中で起こる人権侵害についてのもと一緒に研修をしていただければ、さらに効果の高まる研修になると思う。また、施設従事者向けと記載があるため、相談支援専門員がなかなか参加していない状況にある。ぜひとも相談支援専門員の内容も含んだ研修にいただきたい。

それから、部会のメンバーについても、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の方が少し不足しているように思う。どちらかという施設の方が中心になっているので、相談支援専門員で、実際に計画を立てている方、家族さんの権利や虐待の状況、そういったものを理解しているメンバーシップの構成をお願いしたい。任期もあると思うので、可能な範囲で検討願いたい。

また別件ではあるが、前回相談支援アドバイザーについて発言をさせていただいたところ、早急にアドバイザーをお送りいただき感謝している。これからどんどん現場で広げていきたいと考えているので、引き続きよろしく願います。

【事務局】

御指摘のとおり、施設職員の方がメインの研修体系となっているため、基本的には御意見を踏まえ、相談支援専門員、その他の業種の方も受講できるような講義内容にしたいと考えている。

部会のメンバーについては、基本的には御指摘いただいた内容を踏まえて考えていきたいと思う。

【委員】

伊予市でも、平成25～26年頃、市営団地で若い子どもが殴り殺される殺人事件が

あり、行政や児相、警察がマスコミに随分非難を浴びた。その際、報告・連絡・相談を密にするよう徹底してくれと指示した。その枠組みの中で、コミュニティ形成の中で誰一人置き去りにしない伊予市というのを掲げているが、言うのは簡単。でも、本当にそれは大事で、本気で取り組まないと、DVなども無くならない。行政や児相、警察、県、今日来られている各種団体など、本当に連携するためには報告がないと無理である。知らなければ動けない。伊予市も児童発達支援センターあおぞらを起ち上げ、完全な引きこもりをどうやって外に出すかということをやっている。愛媛の若い子どもたちというのは、将来有望な人になる可能性を秘めているので、よろしくお願いしたい。

【委員】

市町の計画において、施設入所者の地域生活の移行などを掲げてあるが、西条市では3年間で入所者が増えてしまった状況がある。これは地域の課題だと感じているが、施設入所者をどうすれば地域移行できるかを考えるような部会は十何年間一度も作られたことがなく、市町自立支援協議会も福祉計画を作るためだけになっている。国が言う協議会の形骸化とはこういったところかなと思っている。市町だけでは解決の糸口が見えないときに、隣の地域や県の部会と連携できるような仕組みや組織が今後あったら良いと思っている。

自立支援協議会の部会は、新たな目標を一つ掲げて、1～2年で目標が達成できたら、次の新しい目標に向かってスクラップ&ビルドしたら良いのではないかと思う。市町で解決できない課題を考えるのが県の協議会の役割だと思うので、もう少し市町とも柔軟な連携の取れた協議会になっていただけるとありがたい。

【事務局】

市町の自立支援協議会と県の担当者との連絡会議を分野別で開催しているが、地域移行に関してはこれまで開催することはなかったため、来年度以降は、そういったテーマで、市町の担当者との意見交換などを始めたいと思う。

【委員】

来年度の報酬改定や地域生活支援拠点、基幹相談支援センターというものがキーワードになるかと思う。地域生活拠点については、西条市の部会では、何年に作るという話を3回繰り返して既に10年以上経っている。基幹相談支援センターも同様だが、市町の担当者と話していると、何を設置すれば作った体裁になるかという話をされる。先ほどの8050の話のように、一人暮らしはできないから施設しかないとなるのではなく、地域生活支援拠点でこうすれば一人暮らしもできるよね、と入口と出口をきちんと作っていくためには、地域生活支援拠点のコーディネーターの役割はどんどん大きくなっていくと思う。そういった点について、地域の協議会、県も絡めて話していければと考えている。

【委員】

世界希少・難治性疾患の日イベントについて紹介。

(3) その他（報告事項）

【事務局】

資料に基づき説明。